

国民健康保険被保険者証 更新を行います

現在お持ちの国民健康保険被保険者証（保険証）等は、7月31日で使用できなくなります。

お問い合わせ 市民生活部 市民課 ☎050(3381)5040

国民健康保険被保険者証（保険証）の更新

新しい保険証は、7月下旬に各世帯に郵送します。
現在お持ちの保険証は、8月1日以降に各総合支所市民課にご持参ください。（持参できない場合は各自責任もって処分してください）

その他の認定証等の更新

次の証をお持ちの人は、各総合支所市民課で8月1日以降に更新の手続きをしてください。
・限度額適用・標準負担額減額認定証
・限度額適用認定証
更新の際は、お持ちの認定証と印鑑が必要です。

あなたの意思で救える命があります 臓器提供意思表示について

市では、臓器提供表示カードの普及に取り組んでいます。保険証の更新事務に併せて、保険証の裏面に「臓器提供に関する意思表示をする欄」を設けています。

臓器移植は、善意による臓器の提供があってはじめて成り立つ医療です。臓器提供をする意思も提供しない意思も表示できます。ご家族と話し合わせてみてはいかがでしょうか。

注意事項

1. 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
2. 特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険税を滞納している場合、この証を返還していただきます。
3. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

※以下の欄は臓器提供に関する意思表示する欄として使用できます。

記入する場合は、該当する1～3の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい。

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()
2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
腎臓・膵臓・眼球・その他()
3. 私は、臓器を提供しません。

《自筆署名》 _____ 《署名年月日》 年 月 日

日程が決定しました 平成21年 南島原市成人式

市では、「成人になったことを自覚し、自らの力で、力強く生き抜こうとする青年を祝い、励ます」目的で、平成21年南島原市成人式を下記のとおり開催します。参加を希望される新成人の方は、申し込みを行ってください。

なお、服装の制限はありません。

●日 時：平成21年1月4日(日)
午後2時から（受付は午後1時から）

●場 所：ありえコレジヨホール

※詳細は後日、広報紙でお知らせするほか、対象者には別途連絡する予定です。新成人皆さんの参加をお待ちしています。

あぶないよ!!

も 車 も気をつけて

毎年、夏の時期を中心に海辺での事故が多発しています。防波堤や消波ブロック上での釣りや、子どもたちのかくれんぼ遊びなどはとても危険です。特に消波ブロックは、すき間に落ちると重大な事故につながります。海岸保全施設（護岸・消波ブロックなど）や漁港施設（防波堤、船揚場など）は、「つり」や「遊泳」などのためのものではありません。これらの施設には絶対に近づかないようにすることはもちろん、ご家庭でも子どもたちが絶対に付近で遊ばないように、ご指導をお願いいたします。

ココが危ない!

すべりやすい

落ちると危険

※海岸の施設は海草などが付着するため、非常にすべりやすく危険です

▼お問い合わせ 農林水産部 水産課 ☎050(3381)5061

病害虫のまん延防止にご協力下さい

沖縄・奄美・トカラ・小笠原の一部には、さつまいもやみかん類に被害を与える害虫や病気が発生しています。被害のまん延防止のため、これらの持ち込みが規制されていますのでご協力をお願いします。

発生地域 沖縄県全域 奄美諸島 トカラ列島 小笠原諸島

STOP

持ち込みできないもの
さつまいも（紅芋等）
ヨウサイ（エンサイ）
あさがお
ぐんばいひるがお 等の生茎葉および地下部

発生地域 沖縄県全域 徳之島 沖永良部島 与論島

STOP

持ち込みできないもの
かんきつ
ゲッキツ
ゾウノリンゴ
サルカケミカン 等の苗木類
果実および種子は除く

*アリモドキゾウムシなどの害虫のため
*カンキツグリーンング病、ミカンキジラミのため

▼お問い合わせ 門司植物防疫所 長崎出張所
☎095(822)2691
農林水産部 農林課
☎050(3381)5060

ダメ!ゼツタイ。

まっすぐな視線で“薬物乱用”の恐ろしさを見つめてください。

薬物に関する相談や、お聞きしたいことがあれば電話してください。

薬物相談専用電話 ☎095(825)4615
少年相談専用電話 ☎0120-786-714
南島原警察署 ☎0957(86)2110

～犯罪のない明るい社会を目指して～



第58回 「社会を明るくする運動」 南島原市 中学生弁論大会

●日時 7月23日(水) 13時30分開会
●場所 ありえコレジヨホール

「社会を明るくする運動」が7月を強調月間運動として全国的に展開されます。この運動の一環として、本運動に対する地域住民の理解と協力を訴えることを目的に、中学生による弁論大会を開催します。犯罪のない、明るい社会を訴える子どもたちの声を聞きに来てください。

●出場者 16名
(南島原市内中学校代表各2名)

●発表内容 少年の非行防止・健全育成、地域活動への参加等。

主催 南島原市、長崎保護観察所、島原地区保護司会

「社会を明るくする運動」とは？
犯罪の防止と罪を犯した人達の更生についての理解を深め、それぞれの立場において犯罪のない明るい社会を築こうとするもので、南島原市、長崎保護観察所、島原地区保護司会が合同で行っています。本年度は、「犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求める」ことに重点がおかれています。

▼お問い合わせ
「社会を明るくする運動事務局」
市民生活部 人権・男女共同参画室内
☎050(3381)5035